

【速報】IR基本方針案の再パブコメを分析

弁護士法人 三宅法律事務所
弁護士 渡邊 雅之

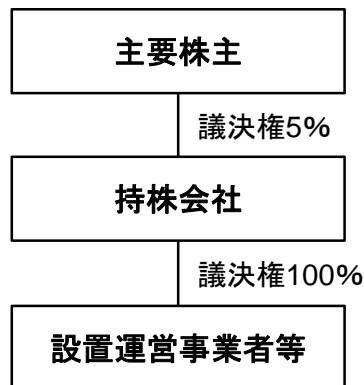
弁護士法人三宅法律事務所 パートナー
弁護士 渡邊 雅之
TEL: 03-5288-1021
Email: m-watanabe@miyake.gr.jp

ご質問事項に対する回答の訂正

Q&Aセッションで主要株主基準等の持株会社に関するご質問がありましたましたが回答を訂正させていただきます。

ご質問は、今回の国土交通省令案の「II概要」の「2. 区域整備計画に定める事項の内容(法第9条第2項関係)」の「(3)設置運営事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者(設置運営事業者等が持株会社の子会社であるときは、当該持株会社の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者を含む。4. (5)において同じ。)」の氏名又は名称及び住所並びに当該主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が法人等であるときは、その代表者又は管理人の氏名並びに役員の氏名又は名称及び住所」の部分かと存じます。

ここについて、今回の改正案を確認せず、設置運営事業者等の持株会社の他の子会社(設置運営事業者等の兄弟会社)もカジノ管理委員会規則で主要株主等規制の対象となるのではないかと申し上げましたが、上記規定は、**設置運営事業者等の持株会社について主要株主規制が適用される**ということであり、ウェビナー中の回答は誤りでしたので訂正いたします。



○特定複合観光施設区域整備法第2条第12項

12 この法律において「認可主要株主等」とは、会社(当該会社が持株会社…の子会社であるときは、当該持株会社を含む。)の主要株主等基準値…以上の数の議決権又は株式若しくは持分(以下「議決権等」という。)の保有者…であつて、第五十八条第一項若しくは第四項ただし書…その他カジノ管理委員会規則で定める議決権等を含まないものとし、信託財産である議決権等で、当該持株会社又は当該議決権等の保有者が委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるもの…及び社債、株式等の振替に関する法律…第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式又はこれに係る議決権を含むものとし、一の者と株式又は持分の所有関係、親族関係その他カジノ管理委員会規則で定める特別の関係にある者が議決権等の保有者であるときは、当該特別の関係にある者が保有する当該議決権等は、当該一の者がこれを保有しているものとみなす。

※「認可主要株主等」の定義規定(IR整備法2条12項)でも上記のとおり、主要株主には、設置運営事業者等の持株会社の主要株主基準値以上の議決権等を保有するものが含まれることとされています。

再度のパブリックコメント

[【案件番号:665202012】「特定複合観光施設区域整備法に基づく区域整備計画の認定等に関する省令\(仮称\)の案」及び「特定複合観光施設区域整備法に基づく区域整備計画の認定に必要な事項等を定める告示\(仮称\)の案」に関する意見募集について](#)

[【案件番号:665202010】特定複合観光施設区域整備法第5条第1項の規定に基づく「特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針\(案\)」\(※修正部分のみ\)に関する再意見募集について](#)

[【案件番号:665202011】「特定複合観光施設区域整備法第九条第十項の期間を定める政令\(仮称\)の案」に関する再意見募集について](#)

○いずれも意見募集2020年10月9日・意見情報受付締切日2020年11月7日

【過去のパブリックコメント】

○意見募集2019年9月4日・意見情報受付締切日2019年10月3日

[【案件番号:665201907】特定複合観光施設区域整備法第5条第1項の規定に基づく「特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針\(案\)」に関する意見募集について](#)

○意見募集2019年11月17日・意見情報受付締切日2019年12月18日

[【案件番号:665201909】「特定複合観光施設区域整備法第九条第十項の期間を定める政令\(仮称\)の案」に関する意見募集について](#)

[【案件番号:665201910】「特定複合観光施設区域整備法第二章の規定による特定複合観光施設区域に関する国土交通省令\(仮称\)の案」に関する意見募集について](#)

[【案件番号:665201908】特定複合観光施設区域整備法第5条第1項の規定に基づく「特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針\(案\)」\(※申請期間に関する部分のみ\)に関する意見募集について](#)

基本方針（案）の概要

第1 IR整備の意義・目標

◆ 意義

- 国際的なMICEビジネスを展開するとともに、長期滞在に対応した訪日外国人旅行を促進し、来訪客に国内各地を訪れて頂くことにより、「国際競争力の高い魅力ある滞在型観光」を実現。
- IR整備に当たっては、①IR区域・施設に係る安全や健康・衛生の確保、②カジノ事業収益の公益還元、③都道府県等によるギャンブル等依存症対策の充実、④IR事業者等との接触ルールの策定、IR事業者のコンプライアンスの確保が極めて重要な前提条件。

◆ 目標

- 我が国におけるMICE開催件数の増加。
- 2030年に訪日外国人旅行者数を6,000万人、消費額を15兆円とする政府目標達成への貢献。
- 訪日外国人旅行者の国内各地の観光地への訪問の増加。

第2 IR整備の推進

- IR整備の推進に当たっては、IR事業の公益性や、地域における十分な合意形成を確保。

第3 IR事業・IR事業者

- IRの各施設が、IR整備法や政令で定める基準に適合していること。

第4 区域整備計画の認定

- 収賄等の不正行為を防止し、公正性・透明性の確保を徹底して、IR整備を推進する。
- IR推進本部、国土交通省、カジノ管理委員会は、それぞれの役割等を踏まえ、IR事業者等との接触ルートを策定する。都道府県等においても同様に接触ルールを定め、公募・選定に係る公正性・透明性を確保。
- 都道府県等は、実施方針を作成し、公正性・透明性を確保して、民間事業者を公募・選定。
- 都道府県等は、政令で定める期間内に国土交通大臣に対して区域整備計画の認定を申請。
- 国土交通大臣は、認定の審査を公平・公正に行うため、有識者による審査委員会を設置。
- 認定審査の基準……【右欄参照】

第5 その他

- インバウンド促進やギャンブル等依存症対策など、関係施策と連携して施策を推進。

第6 カジノ施設の有害影響排除

- 関係者が密接に連携して、犯罪発生の予防、青少年の健全育成、依存防止のための施策及び措置を確実に実施するとともに、IR事業者及び都道府県等において、依存防止のために万全の対策を講じ、ギャンブル等依存症対策基本法に基づく取組を一層強力に推進。

○ 認定審査の基準

◆ 要求基準（認定を受ける前提として、必ず適合しなければならない基準）

政令で定められた施設の規模要件を満たしていること等、基本的な要件。

・接触ルールの策定
・コンプライアンスの確保
・ギャンブル等依存症対策
推進計画の策定 を追加

◆ 評価基準（3という上限の範囲内で、優れた計画を認定するための基準）

1 国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現	(1) IR区域全体	<ul style="list-style-type: none"> ・コンセプトが明確で優れていること ・建築物のデザインが地域の新たな象徴となりうるものであること ・これまでにないスケールを持つこと ・ユニバーサルデザイン等の観点から世界の最先端であること
	(2) MICE施設	<ul style="list-style-type: none"> ・MICEビジネスの国際競争力の向上に十分なスケールを持つこと ・重要な国際会議等に対応できる、優れたクオリティを持つこと
	(3) 魅力増進施設	<ul style="list-style-type: none"> ・日本の魅力をこれまでにないクオリティで発信すること
	(4) 送客施設	<ul style="list-style-type: none"> ・各地の観光魅力を伝えるショーケース機能を持つこと ・旅行サービスの手配を一元的に行うコンシェルジュ機能を持つこと
	(5) 宿泊施設	<ul style="list-style-type: none"> ・客室の広さ・構成・設備が国際競争力を有し、サービスの質が高いこと
	(6) その他施設	<ul style="list-style-type: none"> ・国際競争力と高いクオリティを持ち、幅広い人々が楽しめること
	(7) カジノ施設	<ul style="list-style-type: none"> ・IR全体のコンセプトと調和し、他の施設とバランスがとれていること
	(8) IR区域が整備される地域、関連する施策等	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外の主要都市との交通の利便性に優れていること ・交通アクセス改善やインフラ整備等の施策が効果的であること
2 経済的社会的効果	(1) 観光への効果	<ul style="list-style-type: none"> ・MICE件数や観光客の増加が大きく見込まれること
	(2) 地域経済への効果	<ul style="list-style-type: none"> ・来訪者の旅行消費額の増加や地域の雇用創出が見込まれること
	(3) 2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・2030年に訪日外国人旅行者数を6,000万人、消費額を15兆円とする政府目標達成への貢献が見込まれること
3 IR事業運営の能力・体制	IR事業者の能力、財務面の安定性、防災・減災の取組、IR区域・施設に係る安全の確保、感染症対策、地域との良好な関係構築があること	
4 カジノ事業収益の活用	カジノ事業収益を十分活用して、IR事業内容の向上や都道府県等の施策への協力を行うこと	
5 カジノ施設の有害影響排除等	カジノ施設の有害影響排除やギャンブル等依存症対策が確実かつ効果的に講じられるものであること	

区域整備計画の申請期間(法9条10項の政令で定める期間)

【従前の案】

2021年(令和3年)1月4日から2021年(令和3年)7月30日まで(約7カ月間)

【今回の案】

2021年(令和3年)10月1日から2022年(令和4年)4月28日まで(約7カ月間)

※新型コロナウイルスの影響で都道府県等におけるRFPの実施等の手続を配慮した
もの。

IR施設要件に関する記述(1・2号施設／6号施設関連)

- 「国際的な会議」(国際会議施設)に加えて、「イベント」(展示等施設)が追加されるとともに、それぞれが「**大型**」であることが明記。
- 6号施設について、「**幅広い客層が楽しめるエンターテインメント施設**」が「**幅広い客層が楽しんだり利用できる施設**」に修正。

新基本方針案	旧基本方針案
<p>第1 特定複合観光施設区域の整備の意義及び目標に関する事項</p> <p>1 意義</p> <p>2 目標 (3頁)</p> <p>観光先進国の実現に向けて日本型IRを整備し、その意義を十分に発揮することにより、次に掲げる目標を達成することを目指すこととする。</p> <p>(1) 国際的なMICEビジネスを展開すること</p> <p>我が国のMICE競争力は、アジア等の競合国が誘致に向け積極的に取組を進め、MICE誘致の国際競争が激化していることから、相対的に低下しつつあるところであるが、「観光立国推進基本計画」(平成29年3月28日閣議決定)において、アジア主要国における国際会議の開催件数に占める割合を2020年までに3割以上とし、かつ、<u>アジア最大の開催国の地位を維持する</u>、としているところである。</p> <p>これらのことを踏まえ、日本型IRにおいて、これまでにないスケールとクオリティを有するMICE施設を整備することにより、これまでにないような大型の国際的な会議やイベント等を展開し、新たなビジネスの起爆剤となり、我が国におけるMICE開催件数の増加に貢献することを目指すこととする。</p>	<p>第1 特定複合観光施設区域の整備の意義及び目標に関する事項</p> <p>1 意義</p> <p>2 目標 (3頁)</p> <p>観光先進国の実現に向けて日本型IRを整備し、その意義を十分に発揮することにより、次に掲げる目標を達成することを目指すこととする。</p> <p>(1) 国際的なMICEビジネスを展開すること</p> <p>我が国のMICE競争力は、アジア等の競合国が誘致に向け積極的に取組を進め、MICE誘致の国際競争が激化していることから、相対的に低下しつつあるところであるが、「観光立国推進基本計画」(平成29年3月28日閣議決定)において、アジア主要国における国際会議の開催件数に占める割合を2020年までに3割以上とし、かつアジア最大の開催国の地位を維持する、としているところである。</p> <p>これらのことを踏まえ、日本型IRにおいて、これまでにないスケールとクオリティを有するMICE施設を整備することにより、これまでにないような国際的な会議等を展開し、新たなビジネスの起爆剤となり、我が国におけるMICE開催件数の増加に貢献することを目指すこととする。</p>
<p>第3 設置運営事業等及び設置運営事業者等に関する基本的な事項</p> <p>1 IR施設の在り方</p> <p>(6) その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設 (7～8頁)</p> <p>(1)から(5)までのいずれにも該当しない施設であって、国内外からの観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設である。一律に設置を義務付けるものではなく、地域の創意工夫や民間の活力を生かしてIR施設への集客力を高めるために設置することが可能なものである。</p> <p>(3)の魅力増進施設とは異なり、専ら我が国の伝統、文化、芸術等を生かした施設であることが求められるものではない。例えば、主たる用途が(3)に当てはまらない劇場、競技場、美術館等のほか、遊園地、テーマパーク、水族館、動物園、ショッピングモール等の集客施設が想定される。</p> <p>当該施設には、地域の創意工夫や民間の活力を生かして、ビジネスからレジャーまで、大人から子どもまで、外国人でも日本人でも、幅広い客層が楽しんだり利用できる施設となることが期待される。</p>	<p>第3 設置運営事業等及び設置運営事業者等に関する基本的な事項</p> <p>1 IR施設の在り方</p> <p>(6) その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設 (7～8頁)</p> <p>(1)から(5)までのいずれにも該当しない施設であって、国内外からの観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設である。一律に設置を義務付けるものではなく、地域の創意工夫や民間の活力を生かしてIR施設への集客力を高めるために設置することが可能なものである。</p> <p>(3)の魅力増進施設とは異なり、専ら我が国の伝統、文化、芸術等を生かした施設であることが求められるものではない。例えば、主たる用途が(3)に当てはまらない劇場、競技場、美術館等のほか、遊園地、テーマパーク、水族館、動物園、ショッピングモール等の集客施設が想定される。</p> <p>当該施設には、地域の創意工夫や民間の活力を生かして、ビジネスからレジャーまで、大人から子どもまで、外国人でも日本人でも、幅広い客層が楽しめるエンターテインメント施設となることが期待される。</p>

有害な影響の排除・ギャンブル依存症対策

- 日本型IRの「極めて重要な前提条件」の一つとして、『犯罪防止、治安維持、青少年の健全育成、依存防止等の観点から、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除』に加えて、『**これと連携した都道府県等によるギャンブル等依存症対策、また、関係地方公共団体との連携協力による取組の充実**』が適切に行われることが追加された。

新基本方針案	旧基本方針案
<p>第1 特定複合観光施設区域の整備の意義及び目標に関する事項</p> <p>1 意義 (3頁・※以下は日本型IRにおける「極めて重要な前提条件」の一つ)</p> <p>(3) 犯罪防止、治安維持、青少年の健全育成、依存防止等の観点から、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除 やこれと連携した都道府県等によるギャンブル等依存症対策、また、関係地方公共団体との連携協力による取組の充実が適切に行われること</p>	<p>第1 特定複合観光施設区域の整備の意義及び目標に関する事項</p> <p>1 意義 (3頁)</p> <p>(3) 犯罪防止、治安維持、青少年の健全育成、依存防止等の観点から、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除が適切に行われること</p>

暴力団員等が含まれないことの都道府県警察への確認

- 区域整備計画のIR事業者の適格性に関する添付書類および要求基準(基本方針への適合)において必要なものとして、「都道府県公安委員会への照会に係る回答書」ではなく、「都道府県警察に照会確認したことを示す書面」が必要なことに。(※都道府県警察は回答書は出してくれないことが多いので、確認した結果を記録した書面を添付書類・要求基準で求められるものとした。)

新基本方針案	旧基本方針案
<p>第4 区域整備計画の認定に関する基本的な事項 3 区域整備計画の 記載事項、申請手続 (2)添付書類 ウ IR事業者の適格性に関する添付書類 (28頁) 都道府県等は、IR事業者の適格性を担保するため、 (ア) IR事業者の役員及び株主又は出資者について、①カジノ事業の免許を受ける上での欠格事由が存在しないことに係るこれらの者による表明・確約書、②暴力団員等が含まれないことについて都道府県警察に照会し確認したことを示す書面、③暴力団員等が含まれないことについて調査会社等に調査を委託した場合にはその報告書を、 (イ) IR事業者において、反社会的勢力との関係を遮断し、反社会的勢力による被害を防止するため、行動指針を作成するなど適切な措置を講ずる予定であることを明らかにする書類を、区域整備計画と併せて、国土交通大臣に提出しなければならない。</p>	<p>第4 区域整備計画の認定に関する基本的な事項 3 区域整備計画の 記載事項、申請手続 (2)添付書類 ウ IR事業者の適格性に関する添付書類 (26~27頁) 都道府県等は、IR事業者の適格性を担保するため、(ア)IR事業者の役員及び株主又は社員について、①カジノ免許を取得する上での欠格事由が存在しないことに係るこれらの者による表明・確約書、②暴力団員等が含まれないことを示すための都道府県公安委員会への照会に係る回答書、③暴力団員等が含まれないことについて調査会社等の調査を委託した場合にはその報告書を、また、(イ)IR事業者において、反社会的勢力との関係を遮断し、反社会的勢力による被害を防止するため、行動指針を作成するなど適切な措置を講ずる予定であることを明らかにする書類を、区域整備計画と併せて、国土交通大臣に提出しなければならない。</p>
<p>第4 区域整備計画の認定に関する基本的な事項 7 認定審査の基準 (2)要求基準 ア 基本方針への適合(IR整備法第9条第11項第1号関係) (30頁) (ウ) ①IR事業者の役員及び株主又は出資者について、(i)カジノ事業の免許を受ける上での欠格事由が存在しないことにつきこれらの者による表明・確約書、(ii)暴力団員等が含まれないことについて都道府県警察に照会し確認したことを示す書面、(iii)暴力団員等が含まれないことについて調査会社に調査を委託した場合にはその報告書、また、②IR事業者において、反社会的勢力との関係を遮断し、反社会的勢力による被害を防止するため、行動指針を作成するなど適切な措置を講ずる予定であることを明らかにする書類が添付されていなければならない。</p>	<p>第4 区域整備計画の認定に関する基本的な事項 7 認定審査の基準 (2)要求基準 ア 基本方針への適合(IR整備法第9条第11項第1号関係) (28頁) (主) ①IR事業者の役員及び株主及び社員について、(i)カジノ事業の免許の欠格事由が存在しないことにつきこれらの者による表明・確約書、(ii)暴力団員等が含まれないことを示すための都道府県公安委員会への照会に係る回答書、(iii)暴力団員等が含まれないことについて調査会社に調査を委託した場合にはその報告書、また、②IR事業者において、反社会的勢力との関係を遮断し、反社会的勢力による被害を防止するため、行動指針を作成するなど適切な措置を講ずる予定であることを明らかにする書類が添付されていなければならない。</p>

接触ルールの策定

- 接触ルールについては以下の記述が追加された。(基本方針案3頁・12頁)
- 区域整備計画の申請の添付書類に都道府県等が定める接触ルールに追加(基本方針案27頁)
- 区域整備計画の要求基準の一つの「基本方針への適合」の一要素として、「(ケ)都道府県等又はIR事業者が審査委員会の委員に対して不正な働きかけを行ったと認められるものであってはならない。」が追加。(基本方針案30頁)

第1 特定複合観光施設区域の整備の意義及び目標に関する事項

1 意義(3頁・新設、※以下は日本型IRにおける「極めて重要な前提条件」の一つ)

(4) IRの整備に対する国民の信頼と理解を確保する観点から、収賄等の不正行為を防止するとともに、公正性及び透明性の確保を徹底するため、国や都道府県等において、IR事業者等との接触のあり方に関する厳格なルール(以下「接触ルール」という。)が策定されるとともに、IR事業者においてコンプライアンスが確保されること

第4 区域整備計画の認定に関する基本的な事項

1 公正性及び透明性の確保(12頁・新設)

国及び都道府県等は、民間事業者がIR事業者に選定されることを目指した働きかけに対し、収賄等の不正行為を防止するとともに、公正性及び透明性の確保を徹底して、IR施設の整備を推進しなければならない。

このため、IR事業者等との接触ルールの策定が重要であり、接触ルールにおいては、次に掲げる事項を規定することが基本となるが、具体的な規定内容は、それぞれの行政機関が、それぞれの役割を踏まえ、適切に判断するものとする。

- (1) 面談は、原則として庁舎内において、複数の職員等により対応すること
 - (2) 職員にあつては、事前に面談の日時及び相手方について、また、事後に面談の内容について、上司への報告を行うこと
 - (3) 面談において、特定のIR事業者が不当に有利又は不利になることにつながる行為をしないこと
 - (4) 面談の記録を作成し、一定の期間保存すること
 - (5) 電話、メール、FAXによるやり取りは、日程調整等の事務連絡その他の必要な範囲にとどめること
 - (6) それぞれの行政機関におけるIRに関する事務に係る担当職員から最高責任者までを接触ルールの対象とすること
 - (7) IR事業を行う者及びカジノ関連機器等製造業等を行う者並びにこれらを行おうとする者等を接触ルールの対象とすること
- IR推進本部、国土交通省及びカジノ管理委員会は、それぞれの役割等を踏まえ、IR事業者等との接触ルールを適切に策定するものとする。

区域整備計画の認定申請を予定又は検討している都道府県等においては、既にその多くが自主的にIR事業者等との接触ルールを策定しているところであり、その内容については、基本的には地域ごとの独自性が尊重されるものであるが、少なくとも上記の(1)から(7)までの項目について規定したIR事業者等との接触ルール(以下「都道府県等が定める接触ルール」という。)を策定することにより、3(1)に規定するとおり、公募及び選定に係る公正性及び透明性を確保することが求められる。

第4 区域整備計画の認定に関する基本的な事項

4 区域整備計画の記載事項、申請手続

(2) 添付書類

ア 区域整備計画の申請に関する添付書類(27頁)

区域整備計画の認定を申請する都道府県等は、実施方針の策定、民間事業者の選定及び区域整備計画の作成を公平かつ公正に行つたことを明らかにするために、都道府県等が公表した実施方針及び募集要項等、公募に応じた民間事業者の提案の概要及びその評価並びにIR整備法第8条第2項の規定に基づく協議会における協議又は立地市町村等及び都道府県公安委員会との協議の経過及び結果を記載した書面、民間事業者を選定した際の公表資料、**都道府県等が定める接触ルール**など、必要となる資料を区域整備計画と併せて、国土交通大臣に提出しなければならない。

第4 区域整備計画の認定に関する基本的な事項

7 認定審査の基準

(2) 要求基準

ア 基本方針への適合(IR整備法第9条第11項第1号関係)(30頁)

- (オ) 都道府県等が定める接触ルールが策定されているなどにより、民間事業者の公募及び選定が公平かつ公正に行われたものでなければならない。
- (ケ) 都道府県等又はIR事業者が審査委員会の委員に対して不正な働きかけを行ったと認められるものであってはならない。

審査委員会の構成

□ 区域整備計画の認定を行うにあたっての審査委員会の委員の要件が明確化された。

- ①区域整備計画の審査に必要となる専門的な知識と経験を有すること
- ②その職務に関し公正かつ中立な判断をすることができる者であること
- ③国土交通大臣が任命すること

新基本方針案	旧基本方針案
<p>第4 区域整備計画の認定に関する基本的な事項 6 審査委員会 (28頁) 国土交通大臣は、IR整備法第9条第11 項の規定に基づき認定を行うに当たって、区域整備計画の公平かつ公正な審査を行い、優れた区域整備計画を認定する観点から、有識者により構成される審査委員会を設置する。審査委員会の委員は、<u>区域整備計画の審査に必要となる専門的な知識と経験を有し、その職務に関し公正かつ中立な判断をすることができる者のうちから</u>、国土交通大臣が任命し、区域整備計画の認定の申請の受付を開始する前に公表するものとする。審査委員会の事務局は、国土交通省観光庁が担当する。審査委員会における率直な意見の交換及び意思決定の中立性を確保するため、区域整備計画の認定に関する審査委員会の会議は公開しない。一方、認定審査の透明性を確保する観点から、審査委員会における認定審査の結果及び評価の過程については、区域整備計画の認定後速やかに公表するものとする。</p>	<p>第4 区域整備計画の認定に関する基本的な事項 5 審査委員会 (27頁) 国土交通大臣は、IR 整備法 第9条第11項の規定に基づき認定を行うに 当たって、区域整備計画の公平かつ公正な審査を行い、優れた区域整備計画を認定する 観点から、有識者 により構成される 審査委員会を設置する。審査委員会の<u>構成員に ついては</u>、国土交通大臣が選任し、区域整備計画の認定の申請の受付を開始する前に公表するものとする。審査委員会の事務局は、国土交通省観光庁が担当する。審査委員会における率直な意見の交換及び意思決定の中立性を確保するため、区域整備計画の認定に関する 審査委員会の 会議 は 公開しない。一方、認定審査の透明性を確保する 観点から、審査委員会における認定審査の結果及び評価の過程 については、区域整備計画の認定後速やかに公表するものとする。</p>

IR事業者の廉潔性確保

- 『IR事業者は、全般的なコンプライアンスの確保に取り組むことが必要である。』ことが追加された。
- 区域整備計画の要求基準の一つの「基本方針への適合」の一要素として、「IR事業者によるコンプライアンスの確保のための体制・取組が適切かつ十分であること」が追加。

新基本方針案	旧基本方針案
<p>第3 設置運営事業等及び設置運営事業者等に関する基本的な事項</p> <p>3 IR事業の在り方</p> <p>(3) IR事業者の廉潔性確保(10頁)</p> <p>IR事業者は、全般的なコンプライアンスの確保に取り組むことが必要である。また、IR事業者は、IR事業を実施する上で、カジノ事業の免許(施設供用事業が行われる場合には、カジノ事業の免許及びカジノ施設供用事業の免許。以下同じ。)を申請することになるため、あらかじめカジノ事業に係るIR整備法の株主等に関する規制を踏まえた定款の作成等を行うことが必要である。</p> <p>さらに、IR事業者は、カジノ事業の免許を受けるまでに進める準備(IR施設の建設、調達等に係る契約、各種行為準則の策定、従業員の雇用・教育など)の段階から、その役員、株主等、従業員、契約の相手方等からの反社会的勢力の排除の徹底に取り組むことが必要である。</p>	<p>第3 設置運営事業等及び設置運営事業者等に関する基本的な事項</p> <p>3 IR事業の在り方</p> <p>(3)IR事業者の廉潔性確保(9頁)</p> <p>IR事業者は、IR事業を実施する上で、カジノ事業の免許(施設供用事業が行われる場合にはカジノ事業の免許及びカジノ施設供用事業の免許をいう。以下同じ。)を申請することになるため、あらかじめカジノ事業に係るIR整備法の株主等に関する規制を踏まえた定款の作成等を行うことが必要である。</p> <p>また、IR事業者は、カジノ事業の免許を得るまでに進める準備(IR施設の建設、調達等に係る契約、各種行為準則の策定、従業員の雇用・教育など)の段階から、その役員、株主等、従業員、契約の相手方等からの反社会的勢力の排除の徹底に取り組むことが必要である。</p>
<p>第4 区域整備計画の認定に関する基本的な事項</p> <p>7 認定審査の基準</p> <p>(2) 要求基準</p> <p>ア 基本方針への適合(IR整備法第9条第11項第1号関係)</p> <p>(30頁・新設)</p> <p>(キ)IR事業者によるコンプライアンスの確保のための体制及び取組が適切かつ十分なものでなければならない。</p>	<p>(新設)</p>

土地の賃料等・代金等

- 実施方針への記載事項として、「土地の賃料又は代金等」を事前に確定することが削除された。
- 区域整備計画の選定基準として、「土地の賃借料」が「土地の賃料・代金等」に改められるとともに、これに過度に配点を行わないことが明記された。

新基本方針案	旧基本方針案
<p>第4 区域整備計画の認定に関する基本的な事項</p> <p>2 実施方針</p> <p>(1) 実施方針の策定及び公表</p> <p>イ 実施方針の記載事項</p> <p>(イ) 特定複合観光施設区域を整備しようとする区域の位置及び規模に関する事項（IR整備法第6条第2項第2号関係）(13頁)</p> <p>IR区域を整備しようとする区域の所在地及び敷地面積、当該区域の土地に関する権利関係並びに土地をIR事業者を使用させる方法及びその条件等を示すことが求められる。</p> <p>なお、民間事業者の公平かつ公正な選定の観点から、いかなる民間事業者が選定されたとしても、IR事業者が確実にその土地を利活用できるようにするための措置についても示すことが求められる。</p>	<p>第4 区域整備計画の認定に関する基本的な事項</p> <p>1 実施方針</p> <p>(1) 実施方針の策定及び公表</p> <p>イ 実施方針の記載事項</p> <p>(イ) 特定複合観光施設区域を整備しようとする区域の位置及び規模に関する事項(IR整備法第6条第2項第2号)(12頁)</p> <p>IR区域を整備しようとする区域の所在地及び敷地面積、当該区域の土地に関する権利関係並びに土地をIR事業者を使用させる方法及びその条件(土地の賃料又は代金等については、事前に確定すること。)等を示すことが求められる。</p> <p>なお、民間事業者の公平かつ公正な選定の観点から、いかなる民間事業者が選定されたとしても、IR事業者が確実にその土地を利活用できるようにするための措置についても示すことが求められる。</p>
<p>第4 区域整備計画の認定に関する基本的な事項</p> <p>3 公募及び選定</p> <p>(2) 選定基準及び選定手続</p> <p>ア 選定基準(18頁)</p> <p>(オ) 土地の賃料・代金等や、IR区域の周辺地域の開発及び整備並びに交通環境の改善等に関する負担金等の多寡のみを選定基準とすることや、選定基準のうち当該土地の賃料・代金等や、当該負担金等に係るものに過度な配点を行う等は、(ア)に掲げる基準として適切ではないこと。</p>	<p>第4 区域整備計画の認定に関する基本的な事項</p> <p>3 公募及び選定</p> <p>(2) 選定基準及び選定手続</p> <p>ア 選定基準(17頁)</p> <p>(オ) 土地の賃借料や、IR区域の周辺地域の開発及び整備並びに交通環境の改善等に関する負担金等の多寡のみを選定基準とすることや、選定基準のうち当該負担金等に係るものに過度な配点を行う等は、(ア)に掲げる基準として適切ではないこと。</p>

区域整備計画の評価基準(MICE施設)

- 区域整備計画の評価基準として、MICE施設としての国際会議等の具体例として、「国際連合の会議」、「グローバル企業をはじめとする様々な企業の会議」、「企業が行う報奨及び研修旅行に付随する催事」が例示として明記。

新基本方針案	旧基本方針案
<p>第4 区域整備計画の認定に関する基本的な事項 7 認定審査の基準 (3) 評価基準 ア 国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現への寄与 (イ)MICE施設 (32・33頁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際連合の会議、各国との首脳級会合、閣僚級会合などの重要な国際会議や、グローバル企業をはじめとする様々な企業の会議、企業が行う報奨及び研修旅行に付随する催事などの高度な需要に十分に対応できるよう、必要な機能を有し、施設の使い勝手が良く、上質で洗練された内装であり、水準の高い飲食サービスが提供されるなど、国際協力の高い、優れたクオリティを持つことが求められる。 ・誘致しようとするMICEのターゲットが明確であり、近隣に既存のMICE施設がある場合には適切な役割分担や連携を通じて国際競争力の強化が図られるとともに、誘致、企画及び運営に必要な体制及びノウハウを備えていることが求められる。 	<p>第4 区域整備計画の認定に関する基本的な事項 7 認定審査の基準 (3) 評価基準 ア 国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現への寄与 (イ)MICE施設 (30・31頁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各国との首脳級会合、閣僚級会合などの重要な国際会議等の高度な需要に十分に対応できる機能を有し、施設の使い勝手が良く、上質で洗練された内装であり、水準の高い飲食サービスが提供されるなど、国際協力の高い、優れたクオリティを持つことが求められる。 ・誘致しようとするMICEイベントのターゲットが明確であり、近隣に既存のMICE施設がある場合には適切な役割分担や連携を通じて国際競争力の強化が図られるとともに、誘致、企画及び運営に必要な体制及びノウハウを備えていることが求められる。

区域整備計画の評価基準(魅力増進施設)

- 観光客を「惹き付ける」のではなく、「引き付ける」ことに修正。
- 魅力増進施設に関して、計画された事業を実施するための「必要な体制」だけでなく「ノウハウ」を備えていることが評価基準となった。

新基本方針案	旧基本方針案
<p>第1 特定複合観光施設区域の整備の意義及び目標に関する事項 1 意義 (1頁) 我が国において整備を目指すIR(以下「日本型IR」という。)は、民間ならでの自由な発想で日本の伝統、文化、芸術等を生かした魅力的なコンテンツを提供するとともに、象徴的で先進性や他には見られない魅力を有する建築物により非日常的、印象的な空間を創出することで、国内外から多くの観光客を引き付けることができるものである。</p>	<p>第1 特定複合観光施設区域の整備の意義及び目標に関する事項 1 意義 (1頁) 我が国において整備を目指すIR(以下「日本型IR」という。)は、民間ならでの自由な発想で日本の伝統、文化、芸術等を生かした魅力的なコンテンツを提供するとともに、象徴的で先進性や他には見られない魅力を有する建築物により非日常的、印象的な空間を創出することで、国内外から多くの観光客を惹き付けることができるものである。</p>
<p>第4 区域整備計画の認定に関する基本的な事項 7 認定審査の基準 (3) 評価基準 ア 国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現への寄与 (ウ) 魅力増進施設 (33頁) 世界中の観光客を引き付けることのできる、国際的に最高水準のエンターテインメント性を有する公演、展示、イベント等を提供するとともに、これを通じて、日本の伝統、文化、芸術、先端技術、四季折々の自然などの様々な魅力を、幅広く又はより深く、これまでにないクオリティで発信することが求められる。 また、計画された事業を実施するために必要な体制及びノウハウを備えていることが求められる。</p> <p>エ カジノ事業の収益の活用 (35頁) カジノ事業の収益を十分活用するとともに、その他の収益も活用して、IRの開業後も長期的に世界中の観光客を引き付けることのできる魅力的な施設やコンテンツを継続的に創り出すなど、IR施設の整備その他IR事業の事業内容の向上や都道府県等が実施する施策への協力等を行うことが求められる。</p>	<p>第4 区域整備計画の認定に関する基本的な事項 7 認定審査の基準 (3) 評価基準 ア 国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現への寄与 (ウ) 魅力増進施設 (31頁) 世界中の観光客を惹き付けることのできる、国際的に最高水準のエンターテインメント性を有する公演、展示、イベント等を提供するとともに、これを通じて、日本の伝統、文化、芸術、先端技術、四季折々の自然などの様々な魅力を、幅広く又はより深く、これまでにないクオリティで発信することが求められる。 また、計画された事業を実施するために必要な体制を備えていることが求められる。</p> <p>エ カジノ事業の収益の活用 (33頁) カジノ事業の収益を十分活用するとともに、その他の収益も活用して、IRの開業後も長期的に世界中の観光客を惹き付けることのできる魅力的な施設やコンテンツを継続的に創り出すなど、IR施設の整備その他IR事業の事業内容の向上や都道府県等が実施する施策への協力等を行うことが求められる。</p>

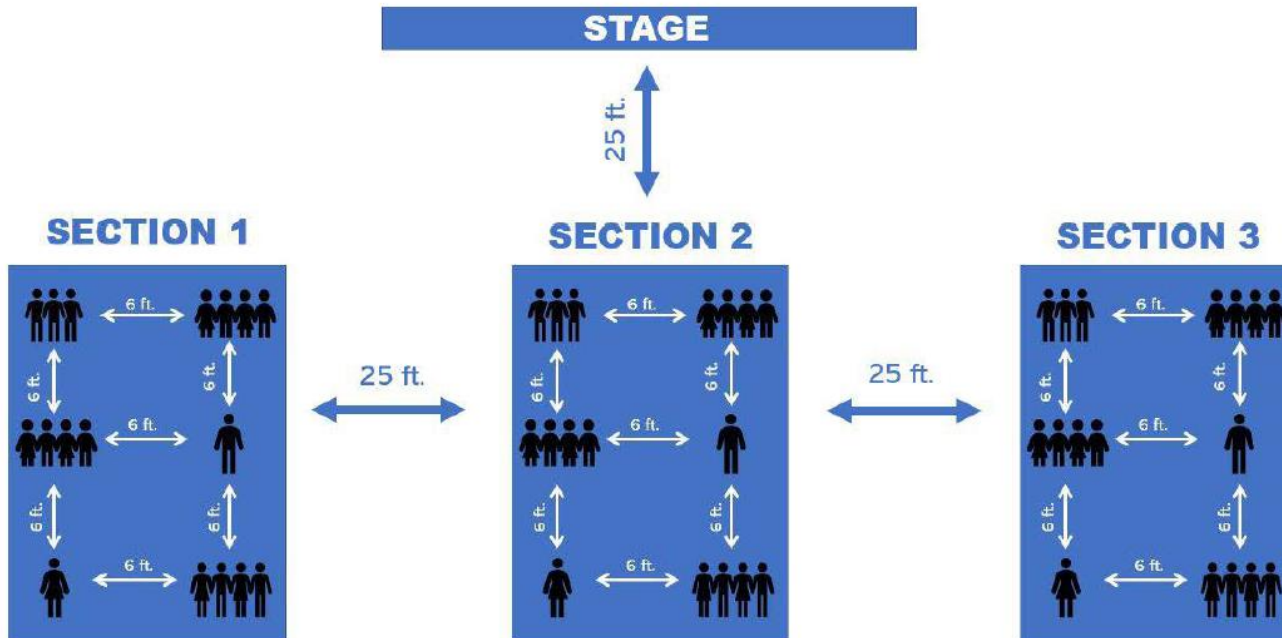
区域整備計画の評価基準(防災・減殺の取組、新型コロナウイルス)

- 評価基準として、事業の「安定性」・「継続性」に加えて、「安全性」も求められることになった。
- 評価基準として、防災・減殺のための取組、IR区域・IR施設に係る安全の確保のための取組が求められることになった。
- 新型コロナウイルス等の感染症対策については、先行する諸外国のIRにおける取組例や、感染症の発生の状況に応じて定められる、IRを構成する各種施設における感染防止のためのガイドラインなども踏まえ、対策内容や実施体制を定めた計画を策定し、発生時に適切な対策が講じられることが求められることになった。

新基本方針案	旧基本方針案
<p>第4 区域整備計画の認定に関する基本的な事項 7 認定審査の基準 (3) 評価基準 ウ 事業を安定的・継続的かつ安全に運営できる能力及び体制 (35頁) (ウ) 防災・減災のための取組並びにIR区域及びIR施設に係る安全の確保のための取組が適切に講じられるとともに、災害その他のリスク事象について、発生時における来訪者への情報提供や救援物資の提供その他の適切なオペレーションや、損害に備えた保険の付保などが適切に講じられることが求められる。また、新型コロナウイルス感染症の発生も踏まえ、感染症対策その他の健康・衛生の確保のための取組が適切に講じられることが求められる。特に感染症対策については、IRは様々な機能を持つ施設が一体となった施設であることから、先行する諸外国のIRにおける取組例や、感染症の発生の状況に応じて定められる、IRを構成する各種施設における感染防止のためのガイドラインなども踏まえ、対策内容や実施体制を定めた計画を策定し、発生時に適切な対策が講じられることが求められる。</p>	<p>第4 区域整備計画の認定に関する基本的な事項 7 認定審査の基準 (3) 評価基準 ウ 事業を安定的・継続的に運営できる能力及び体制 (33頁) (ウ)災害その他の リスク事象について、発生時 における来訪者への情報提供や救援物資の提供 その他の 適切なオペレーションや、損害に備えた保険の付保 などが適切に講じられることが求められる。</p>

Nevada Guidance for Safe Gathering (2020年9月29日)

- 同ガイドラインでは、大型会場(2,500人超の収容力)は10%キャパシティ、小型会場(2,500人未満の収容力)は50%キャパシティあるいは250名のどちらか小さいほうが制限となる。
- 2500人超の収容力のある会場では、250人ずつのセクションを設けることが求められる。
- コンベンション会場の従業員は1つの独立したエリアで働くことが求められる。
- それぞれのエリアは天井までの壁がなければならない。
- それぞれの会場の出入り口は別々でなければならない。
- すべての参加者は事前登録必要。
- イベントごとのトイレを設けること(共有トイレの禁止)。
- Covid-19に対するセーフティプランを策定・提出すること。



区域整備計画の要求基準・評価基準(有害な影響の排除)

- 日本型IRの「極めて重要な前提条件」の一つとして、『犯罪防止、治安維持、青少年の健全育成、依存防止等の観点から、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除』に加えて、『**これと連携した都道府県等によるギャンブル等依存症対策、また、関係地方公共団体との連携協力による取組の充実**』が適切に行われることが追加された。
- 区域整備計画の要求基準の一つである「有害な影響の排除」として、**ギャンブル依存症対策基本法の規定に基づくギャンブル等依存症対策推進計画が策定され、これに基づく取組(政令市にあっては、ギャンブル等依存症対策のための計画的な取組)を適切に実施すること**が追加された。
- 区域整備計画の評価基準の一つである「有害な影響の排除」についても、**IR事業者と都道府県等の連携協力により適切に講じられること**が求められることが追加された。また、**これらと連携した都道府県等によるギャンブル等依存症対策や、関係地方公共団体との連携協力による取組の充実**することが追加された。

新基本方針案	旧基本方針案
<p>第1 特定複合観光施設区域の整備の意義及び目標に関する事項 1 意義 (3頁・※以下は日本型IRにおける「極めて重要な前提条件」の一つ) (3) 犯罪防止、治安維持、青少年の健全育成、依存防止等の観点から、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除やこれと連携した都道府県等によるギャンブル等依存症対策、また、関係地方公共団体との連携協力による取組の充実が適切に行われること</p>	<p>第1 特定複合観光施設区域の整備の意義及び目標に関する事項 1 意義 (3頁) (3) 犯罪防止、治安維持、青少年の健全育成、依存防止等の観点から、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除が適切に行われること</p>
<p>第4 区域整備計画の認定に関する基本的な事項 7 認定審査の基準 (2) 要求基準 カ カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除(IR 整備法 第9条第11項第6号関係 (31頁) カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置が区域整備計画に記載されているとともに、記載された施策及び措置を都道府県等が都道府県公安委員会及び立地市町村等と連携しつつ適切に実施すると認められるものでなければならない。また、ギャンブル依存症対策基本法の規定に基づくギャンブル等依存症対策推進計画が策定され、これに基づく取組(政令市にあっては、ギャンブル等依存症対策のための計画的な取組)を適切に実施すると認められるものでなければならない。</p>	<p>第4 区域整備計画の認定に関する基本的な事項 7 認定審査の基準 (2) 要求基準 カ カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除(IR 整備法 第9条第11項第6号関係 (29頁) カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置が区域整備計画に記載されているとともに、記載された施策及び措置を都道府県等が都道府県公安委員会及び立地市町村等と連携しつつ適切に実施すると認められるものでなければならない。</p>
<p>第4 区域整備計画の認定に関する基本的な事項 7 認定審査の基準 (3) 評価基準 オ カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除等 (35頁) (オ)最新の技術を活用したカジノ施設及びIR区域内の適切な監視や警備、国内外の最新の知見やベストプラクティスを踏まえた依存防止対策の強化その他のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を行うために必要な施策及び措置についてIR事業者と都道府県等の連携協力により適切に講じられることが求められる。また、これらと連携した都道府県等によるギャンブル等依存症対策や、関係地方公共団体との連携協力による取組の充実が、確実かつ効果的に講じられることが求められる。</p>	<p>第4 区域整備計画の認定に関する基本的な事項 7 認定審査の基準 (3) 評価基準 オ カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除等 (33頁) (オ)最新の技術を活用したカジノ施設及びIR区域内の適切な監視や警備、国内外の最新の知見やベストプラクティスを踏まえた依存防止対策の強化その他のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を行うために必要な施策及び措置が、確実かつ効果的に講じられることが求められる。</p>

施策の推進体制

- 「犯罪の発生の予防、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持を図る観点並びにIR区域の整備に伴い必要となる交通環境の改善を図る観点」については、国家公安委員会に加えて、警察庁が追加された。
- 文化芸術の振興を図る観点から文化庁が追加された。
- 経済産業省の役割として、MICEの開催による産業の振興に加えて、日本の魅力の発信による産業の振興の観点が追加された。

新基本方針案	旧基本方針案
<p>第5 第1から第4までに掲げるもののほか、カジノ事業の収益を活用して地域の創意工夫及び民間の活力を生かした特定複合観光施設区域の整備を推進することにより我が国において国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するための施策に関する基本的な事項</p> <p>1 施策の推進体制 (45頁)</p> <p>カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策を進めていくためには、カジノ管理委員会に加えて、その他の関係行政機関の協力が必要であり、具体的には、犯罪の発生の予防、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持を図る観点並びにIR区域の整備に伴い必要となる交通環境の改善を図る観点から国家公安委員会・警察庁が、青少年の健全育成を図る観点から内閣府及び文部科学省が、依存防止対策の観点からギャンブル等依存症対策推進本部、厚生労働省、消費者庁、金融庁及び法務省が位置付けられる。さらにIR区域の整備を通じた国及び地方公共団体の財政の改善を図る観点から財務省及び総務省が、国際協定との整合性を図る観点から外務省が、文化芸術の振興を図る観点から文化庁が、MICEの開催による産業の振興や、日本の魅力の発信による産業の振興の観点から経済産業省が、IR区域と環境との調和を図る観点から環境省が、加えて、区域整備計画の具体的な内容等を踏まえて必要があると認められる場合にはその内容等に応じて適切な省庁が、IR整備法に基づく関係行政機関として位置付けられることとなる。</p>	<p>第5 第1から第4までに掲げるもののほか、カジノ事業の収益を活用して地域の創意工夫及び民間の活力を生かした特定複合観光施設区域の整備を推進することにより我が国において国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するための施策に関する基本的な事項</p> <p>1 施策の推進体制 (42頁)</p> <p>カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策を進めていくためには、カジノ管理委員会に加えて、その他の関係行政機関の協力が必要であり、具体的には、犯罪の発生の予防、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持を図る観点並びにIR区域の整備に伴い必要となる交通環境の改善を図る観点から国家公安委員会が、青少年の健全育成を図る観点から内閣府及び文部科学省が、依存防止対策の観点からギャンブル等依存症対策推進本部、厚生労働省、金融庁、消費者庁及び法務省が位置付けられる。さらにIR区域の整備を通じた国及び地方公共団体の財政の改善を図る観点から財務省及び総務省が、国際協定との整合性を図る観点から外務省が、MICEの開催による産業の振興の観点から経済産業省が、IR区域と自然環境との調和を図る観点から環境省が、加えて、区域整備計画の具体的な内容等を踏まえて必要があると認められる場合には、その内容等に応じて適切な省庁が、IR整備法に基づく関係行政機関として位置付けられることとなる。</p>

国土交通省令と国土交通省告示

従前の国土交通省令案は、技術的修正を行うとともに、一部内容を国土交通省告示で定めることとされている。

➡重要事項の多くは国土交通省告示の方に定められることになる。

事業基本計画(法9条2項4号):設置運営に関する基本的な事項

国土交通省告示案	旧国土交通省令案
<p>(4) 区域整備計画には、法第9条第2項第4号に掲げる事項として、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>① 設置運営事業等に関する基本的な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定複合観光施設の名称、所在地及びその概要 ・設置運営事業等の概要(一の設置運営事業者による設置運営事業の一体的かつ継続的な実施の確保に関する事項を含む。) ・設置運営事業等の実施に当たり、ユニバーサルデザイン、環境への負荷の低減、多様な文化の尊重及びフェアトレードに関し講ずる措置に関する事項 ・特定複合観光施設の床面積の合計 ・特定複合観光施設の外観の特徴に関する事項(特定複合観光施設を構成する施設ごとの外観の特徴に関する事項並びに景観及び環境との調和に関する事項を含む。) ・特定複合観光施設を構成する施設の内部主要部分の特徴に関する事項 ・特定複合観光施設を構成する施設の配置に関する事項 	<p>(2) 区域整備計画には、法第9条第2項第4号に掲げる事項として、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>① 設置運営事業等に関する基本的な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定複合観光施設の名称及び所在地 ・特定複合観光施設の床面積の合計 ・特定複合観光施設を構成する施設の配置に関する事項 ・特定複合観光施設の外観の特徴に関する事項(景観及び環境との調和に関する事項を含む。) ・特定複合観光施設を構成する施設の外観及び内部主要部分の特徴に関する事項 ・設置運営事業等の実施に関する基本的な事項(一の設置運営事業者による設置運営事業の一体的かつ継続的な実施の確保に関する事項を含む。) ・設置運営事業等の実施に当たり、ユニバーサルデザイン、環境への負荷の低減、多様な文化の尊重及びフェアトレードに関し講ずる措置に関する事項

特定複合観光施設(IR整備法2条1項)の施設要件

○IR整備法2条1項

「特定複合観光施設」とは、カジノ施設と①から⑤までに掲げる施設から構成される一群の施設（これらと一体的に設置され、及び運営される⑥に掲げる施設を含む。）であって、民間事業者により一体として設置され、及び運営されるものをいう。

- ①国際会議の誘致を促進し、及びその開催の円滑化に資する**国際会議場施設**であって、政令で定める基準に適合するもの
- ②国際的な規模の展示会、見本市その他の催しの開催の円滑化に資する**展示施設、見本市場施設その他の催しを開催するための施設**であって、政令で定める基準に適合するもの
- ③我が国の伝統、文化、芸術等を生かした公演その他の活動を行うことにより、**我が国の観光の魅力の増進に資する施設**であって、政令で定めるもの
- ④我が国における各地域の観光の魅力に関する情報を適切に提供し、併せて各地域への観光旅行に必要な運送、宿泊その他のサービスの手配を一元的に行うことにより、**国内における観光旅行の促進に資する施設**であって、政令で定める基準に適合するもの
- ⑤利用者の需要の高度化及び多様化に対応した**宿泊施設**であって、政令で定める基準に適合するもの
- ⑥前各号に掲げるもののほか、**国内外からの観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設**

MICE施設要件

◇MICE施設(国際会議場施設(1号)・展示等施設(2号))の基準

以下のいずれかのカテゴリーを満たすこと（施行令1条・2条）。

カテゴリー	国際会議場施設（※）	展示等施設
カテゴリー①	「一般的な規模」 （最大会議室の定員概ね 1,000人～3,000人）	「極めて大規模」 （有効展示等面積 概ね12 万㎡以上）
カテゴリー②	「大規模」 （最大会議室の定員概ね 3,000人～6,000人）	「大規模」 （有効展示等面積 概ね6 万㎡以上）
カテゴリー③	「極めて大規模」 （最大会議室の定員概ね 6,000人以上）	「一般的な規模」 （有効展示等面積 概ね2 万㎡以上）

※会議場施設全体の収容人数は、最大国際会議室の2倍以上であること。

➡最大国際会議室と同規模の分科会会議室（合計）が必要。

事業基本計画(法9条2項4号):国際会議施設

国土交通省告示案	旧国土交通省令案
<p>ア 国際会議場施設に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・種類に関する事項 ・主として国際会議の用に供する室ごとの機能に関する事項(主な設備に関する事項を含む。)その他当該施設の機能に関する事項 ・<u>主として国際会議の用に供する室ごとの収容人員及び床面積(主として国際会議の用に供する室のうちその収容人員が最大であるものの収容人員及び床面積を明らかにすること。)</u>、<u>主として国際会議の用に供する全ての室の収容人員及び床面積の合計</u>その他当該施設の規模に関する事項 ・設置及び運営の方針に関する事項(誘致し、及び開催しようとする国際会議に関する事項並びに飲食物の提供その他の当該施設において提供するサービスに関する事項を含む。) ・業務の実施体制<u>及び実施方法</u>に関する事項(次に掲げる事項を含む。) <ul style="list-style-type: none"> (i) <u>施設供用事業が行われる場合には、当該施設の管理、使用その他の事項に係る設置運営事業者と施設供用事業者との間の責任分担及び相互の連携に関する事項</u> (ii) <u>設置運営事業者がその行う業務を他の者に委託する場合には、当該委託に関する事項(委託先の名称及び委託の内容を含む。)</u> (iii) <u>特定複合観光施設区域の近隣の場所に国際会議場施設又は展示施設、見本市場施設その他の催しを開催するための施設がある場合には、当該施設を運営する者との適切な役割分担及び連携に関する事項</u> (iv) <u>業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況に関する事項</u> 	<p>ア 国際会議場施設に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>種類、機能(室ごとの機能及び設備に関する事項を含む。)</u>並びに<u>規模(室ごとの収容人員及び床面積、全ての室の収容人員及び床面積の合計を含む。)</u>に関する事項 ・設置及び運営の方針に関する事項(誘致及び開催しようとする国際会議に関する事項、飲食物の提供その他の提供するサービスに関する事項、<u>サービスの質の向上のために講ずる措置に関する事項を含む。)</u> ・業務の実施体制に関する事項(<u>関係者の連携及び協力に関する事項(近隣に国際会議場施設又は展示施設、見本市場施設その他の催しを開催するための施設がある場合には、当該施設との役割分担及び連携に関する事項を含む。)</u>、業務の委託に関する事項を含む。)

事業基本計画(法9条2項4号):展示等施設

国土交通省告示案	旧国土交通省令案
<p>イ 展示施設、見本市場施設その他の催しを開催するための施設に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・種類に関する事項 ・主として展示会、見本市その他の催しの用に供する室ごとの機能に関する事項(主な設備に関する事項を含む。)<u>その他当該施設の機能に関する事項</u> ・主として展示会、見本市その他の催しの用に供する室ごとの床面積、主として展示会、見本市その他の催しの用に供する全ての室の床面積の合計<u>その他当該施設の規模に関する事項</u> ・設置及び運営の方針に関する事項(開催しようとする国際的な規模の展示会、見本市その他の催しに関する事項、飲食物の提供その他の当該施設において提供するサービスに関する事項を含む。) ・業務の実施体制<u>及び実施方法</u>に関する事項(次に掲げる事項を含む。) (i)施設供用事業が行われる場合には、当該施設の管理、使用その他の事項に係る設置運営事業者と施設供用事業者との間の責任分担及び相互の連携に関する事項 (ii)設置運営事業者がその行う業務を他の者に委託する場合には、当該委託に関する事項(委託先の名称及び委託の内容を含む。) (iii)特定複合観光施設区域の近隣の場所に国際会議場施設又は展示施設、見本市場施設その他の催しを開催するための施設がある場合には、当該設を運営する者との適切な役割分担及び連携に関する事項 (iv)業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況に関する事項 	<p>イ 展示施設、見本市場施設その他の催しを開催するための施設に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・種類、<u>機能(室ごとの機能及び設備に関する事項を含む。)</u>並びに<u>規模(室ごとの床面積、全ての室の床面積の合計を含む。)</u>に関する事項 ・設置及び運営の方針に関する事項(開催しようとする国際的な規模の展示会、見本市その他の催しに関する事項、飲食物の提供その他の提供するサービスに関する事項、サービスの質の向上のために講ずる措置に関する事項を含む。) ・業務の実施体制に関する事項(<u>関係者の連携及び協力に関する事項(近隣に国際会議場施設又は展示施設、見本市場施設その他の催しを開催するための施設がある場合には、当該施設との役割分担及び連携に関する事項を含む。)</u>、業務の委託に関する事項を含む。)

魅力増進施設

我が国の伝統、文化、芸術等を生かした公演その他の活動を行うことにより、我が国の観光の魅力の増進に資する施設であって、我が国の観光の魅力の増進に資する劇場、演芸場、音楽堂、競技場、映画館、博物館、美術館、レストランその他の施設。

【IR推進会議とりまとめ】

①多様なコンテンツを、内容に応じた発信手法に絞った上で、魅力を幅広く伝える

《具体的な要件》

- 世界中の観光客から幅広い理解を得るために、演劇・演芸、スポーツ、料理等のうち特定のジャンルについて、全国各地に存在するコンテンツや、コンテンツの歴史的背景等を 総合的かつ体系的にまとめ、分かりやすく発信すること。
- コンテンツの内容に最も適した発信手法として、展示、鑑賞、体験、販売・消費等のいずれかに絞った上で発信すること。

②コンテンツを絞った上で、多様な発信手法を活用し、魅力をより深く伝える

《具体的な要件》

- 世界中の観光客から高い関心を示してもらうために、演劇・演芸、スポーツ、料理等のジャンルの中から更に、歌舞伎や落語、相撲、和食等のテーマに絞った上で発信すること。
- 展示、鑑賞、体験、販売・消費等施設が有するあらゆる発信手法を活用すること。

③上記①②に共通して、魅力増進施設がその誘客効果を維持・向上させる仕組み

《具体的な要件》

- 施設の誘客効果を常に維持・向上させるため、何度訪れても新たな魅力に気づき、更なる来訪が促せるよう、新たなコンテンツの創造や、発信手法の工夫による既存コンテンツの発展に、都道府県等や民間事業者が取り組むことを求める。

- 魅力増進施設（3号施設）は、「我が国の伝統、文化、芸術等を生かした公演その他の活動を行うことにより、我が国の観光の魅力の増進に資する施設」と定義されており、「我が国の伝統、文化、芸術等を生かした公演その他の活動を行う」ものに限定されている。

- それ以外の魅力増進施設は、6号施設（「前各号に掲げるもののほか、国内外からの観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設」）として認められる余地。

- 詳細な要件はガイドラインで定められる方向性

事業基本計画(法9条2項4号):魅力増進施設

国土交通省告示案	旧国土交通省令案
<p>ウ 我が国の観光の魅力の増進に資する施設に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・種類に関する事項 ・<u>施設ごとの機能に関する事項(主な設備に関する事項を含む。)</u> ・<u>施設ごとの収容人員及び、又は床面積その他当該施設の規模に関する事項</u> ・設置及び運営の方針に関する事項(我が国の伝統、文化、芸術等を生かした公演その他の活動の内容に関する事項を含む。) ・業務の実施体制 <u>及び実施方法</u>に関する事項(次に掲げる事項を含む。) (i) <u>施設供用事業が行われる場合には、当該施設の管理、使用その他の事項に係る設置運営事業者と施設供用事業者との間の責任分担及び相互の連携に関する事項</u> (ii) <u>設置運営事業者がその行う業務を他の者に委託する場合には、当該委託に関する事項(委託先の名称及び委託の内容を含む。)</u> (iii) <u>業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況に関する事項</u> 	<p>ウ 我が国の観光の魅力の増進に資する施設に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・種類、<u>機能(設備に関する事項を含む。)</u>及び<u>規模</u>に関する事項 ・設置及び運営の方針に関する事項(我が国の伝統、文化、芸術等を生かした公演その他の活動の内容に関する事項を含む。) ・業務の実施体制に関する事項(<u>関係者の連携及び協力に関する事項、業務の委託に関する事項を含む。)</u>

事業基本計画(法9条2項4号):送客施設

国土交通省告示案	旧国土交通省令案
<p>エ 国内における観光旅行の促進に資する施設に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・種類に関する事項 ・<u>特定複合観光施設区域整備法施行令(平成31年政令第72号。以下「令」という。)第4条第2号イからニまでに掲げる業務ごとの業務を行う機能に関する事項、対面による情報提供及びサービスの手配のための設備並びに待合いの用に供する設備に関する事項その他当該施設の機能に関する事項</u> ・<u>対面による情報提供及びサービスの手配のための設備並びに待合いの用に供する設備の床面積その他当該施設の規模に関する事項</u> ・設置及び運営の方針に関する事項(令第4条第2号イからニまでに掲げる業務ごとの業務の内容に関する事項及び当該業務を行うに当たり用いる外国語に関する事項を含む。) ・業務の実施体制及び実施方法に関する事項(次に掲げる事項を含む。) (i) <u>施設供用事業が行われる場合には、当該施設の管理、使用その他の事項に係る設置運営事業者と施設供用事業者との間の責任分担及び相互の連携に関する事項</u> (ii) <u>設置運営事業者がその行う業務を他の者に委託する場合には、当該委託に関する事項(委託先の名称及び委託の内容を含む。)</u> (iii) <u>業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況に関する事項</u> 	<p>エ 国内における観光旅行の促進に資する施設に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>種類、機能(特定複合観光施設区域整備法施行令(平成31年政令第72号。以下「令」という。)第4条第2号に掲げる業務を行う機能に関する事項、利用者の需要を満たすことができる適切な規模の対面による情報提供及びサービスの手配のための設備並びに適切な規模の待合いの用に供する設備に関する事項を含む。)</u>並びに<u>規模(対面による情報提供及びサービスの手配のための設備並びに待合いの用に供する設備の床面積を含む。)</u>に関する事項 ・設置及び運営の方針に関する事項(令第4条第2号に掲げる業務の内容に関する事項及び使用する外国語に関する事項を含む。) ・業務の実施体制に関する事項(関係者の連携及び協力に関する事項、業務の委託に関する事項を含む。)

宿泊施設要件

◇宿泊施設の基準（政令）

1. 全ての客室の床面積の合計が、**おおむね10万㎡以上**であること（施行令第5条第1号）
 2. 以下の①～③が国内外の宿泊施設の実情を踏まえ適切なものであること（同条第2号）
- ①客室のうち最小のもの床面積（同号イ）
 - ②スイートルームのうち最小のもの床面積（同号ロ）
 - ③客室の総数に占めるスイートルームの割合（同号ハ）

参考	諸外国のIRの 宿泊施設	日本を代表する 宿泊施設
スイートルームの 最小客室面積の平均(㎡)	65.6	58.7
最小客室面積の平均(㎡)	40.0	29.0
スイートルーム割 合の平均(%)	19.2	5.3

（具体的想定）

スイート:70㎡以上×500室

一般客室:40㎡以上×2000室

合計:2500室

⇒合計11万5000㎡以上

事業基本計画(法9条2項4号):宿泊施設

国土交通省告示案	旧国土交通省令案
<p>オ 宿泊施設に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・種類に関する事項 ・<u>客室ごとの機能に関する事項(構造及び主な設備に関する事項を含む。)</u> <u>その他当該施設の機能に関する事項</u> ・<u>客室ごとの床面積(客室のうち最小のもの床面積及びスイートルームのうち最小のもの床面積を明らかにすること。)</u>、<u>全ての客室の床面積の合計、客室の総数に占めるスイートルームの割合</u> <u>その他当該施設の規模に関する事項</u> ・設置及び運営の方針に関する事項(飲食物の提供その他の当該施設において提供するサービスに関する事項を含む。) ・業務の実施体制及び実施方法に関する事項 <u>(次に掲げる事項を含む。)</u> <ul style="list-style-type: none"> (i) <u>施設供用事業が行われる場合には、当該施設の管理、使用その他の事項に係る設置運営事業者と施設供用事業者との間の責任分担及び相互の連携に関する事項</u> (ii) <u>設置運営事業者がその行う業務を他の者に委託する場合には、当該委託に関する事項(委託先の名称及び委託の内容を含む。)</u> (iii) <u>業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況に関する事項</u> 	<p>オ 宿泊施設に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>種類、機能(客室ごとの機能、構造及び設備に関する事項を含む。)</u> <u>並びに規模(客室ごとの床面積、全ての客室の床面積の合計、客室の総数に占めるスイートルームの割合を含む。)</u>に関する事項 ・設置及び運営の方針に関する事項(飲食物の提供その他の提供するサービスに関する事項を含む。) ・業務の実施体制に関する事項 <u>(関係者の連携及び協力に関する事項、業務の委託に関する事項を含む。)</u>

事業基本計画(法9条2項4号):6号施設

国土交通省告示案	旧国土交通省令案
<p>カ 国内外からの観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・種類に関する事項 ・施設ごとの機能に関する事項(主な設備に関する事項を含む。) ・施設ごとの収容人員及び、又は床面積その他当該施設の規模に関する事項 ・設置及び運営の方針に関する事項(当該施設において提供するサービスに関する事項を含む。) ・業務の実施体制及び実施方法に関する事項(次に掲げる事項を含む。) (i)施設供用事業が行われる場合には、当該施設の管理、使用その他の事項に係る設置運営事業者と施設供用事業者との間の責任分担及び相互の連携に関する事項 (ii)設置運営事業者がその行う業務を他の者に委託する場合には、当該委託に関する事項(委託先の名称及び委託の内容を含む。) (iii)業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況に関する事項 	<p>カ 国内外からの観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・種類、機能(設備に関する事項を含む。)及び規模に関する事項 ・設置及び運営の方針に関する事項(提供するサービスに関する事項を含む。) ・業務の実施体制に関する事項(関係者の連携及び協力に関する事項、業務の委託に関する事項を含む。)

事業基本計画(法9条2項4号):カジノ施設

国土交通省告示案	旧国土交通省令案
<p>キ カジノ施設に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・種類に関する事項 ・機能に関する事項(主な設備に関する事項を含む。) ・特定複合観光施設区域におけるカジノ施設の数、当該施設のカジノ行為区画のうち専らカジノ行為の用に供されるものとして法第41条第1項第7号のカジノ管理委員会規則で定める部分の床面積の合計その他当該施設の規模に関する事項 ・設置及び運営の方針に関する事項 ・業務の実施体制及び実施方法に関する事項(次に掲げる事項を含む。) (i)施設供用事業が行われる場合には、当該施設の管理、使用その他の事項に係る設置運営事業者と施設供用事業者との間の責任分担及び相互の連携に関する事項 (ii)業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況に関する事項 	<p>キ カジノ施設に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・種類、機能(設備に関する事項を含む。)<u>及び規模(カジノ施設の数、カジノ行為区画のうち専らカジノ行為の用に供されるものとして法第41条第1項第7号のカジノ管理委員会規則で定める部分の床面積の合計を含む。)</u>に関する事項 ・設置及び運営の方針に関する事項(提供するサービスに関する事項を含む。) ・業務の実施体制に関する事項(関係者の連携及び協力に関する事項、業務の委託に関する事項を含む。)

事業基本計画(法9条2項4号):設置運営事業等の工程に関する事項

国土交通省告示案	旧国土交通省令案
<p>④ 設置運営事業等の工程(工事の発注、着手及び完了並びに当該特定複合観光施設の営業の開始の予定時期を明らかにすること。)</p> <p>⑤ 特定複合観光施設区域の土地に関する所有権の取得又は借地権その他の使用及び収益を目的とする権利の取得若しくは設定(3.(9)及び(10)において「所有権の取得等」という。)の方法及び予定時期</p> <p>⑥ 特定複合観光施設に関する所有権の取得の方法及び予定時期(特定複合観光施設を構成する施設として既存の施設を使用することとしている場合には、当該施設に関する所有権の取得の方法及び予定時期を含む。)</p> <p>⑦ 特定複合観光施設区域が、一の特定複合観光施設を設置する一団の土地の区域として、設置運営事業者等により一体的に管理されるものであることを証する事項</p>	<p>④ 設置運営事業等の工程等に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置運営事業等の工程 ・特定複合観光施設区域の土地に関する所有権の取得等に関する計画 ・設置運営事業者(施設供用事業が行われる場合には、施設供用事業者。(2)⑧アを除き、以下同じ。)が特定複合観光施設区域内の土地について所有権等を有するものであることを証する事項その他の設置運営事業者等が当該区域内において設置運営事業等を実施することが可能であることを証する事項 ・特定複合観光施設区域が、一の特定複合観光施設を設置する一団の土地の区域として、設置運営事業者等により一体的に管理されるものであることを証する事項 ・特定複合観光施設に関する所有権の取得に関する計画 ・特定複合観光施設を構成する施設として既存の施設を使用することとしている場合には、設置運営事業者が当該既存の施設について所有権を有する者であることを証する事項その他の設置運営事業者が特定複合観光施設を所有することが可能であることを証する事項

事業基本計画(法9条2項4号):財務に関する事項

国土交通省告示案	旧国土交通省令案
<p>⑧ 特定複合観光施設の維持管理及び設備投資の内容並びにこれらに要する費用の額(②アからキまでに掲げる施設ごとの維持管理及び設備投資の内容並びにこれらに要する費用の額を明らかにすること。)</p> <p>⑨ 収支計画及び資金計画(設置運営事業等を行うために必要な資金の総額、内訳及び調達方法を含む。)</p> <p>⑩ 財務の状況が悪化した場合における措置に関する事項</p>	<p>⑤ 特定複合観光施設の維持管理及び設備投資に関する事項(維持管理に要する費用及びその内容、初期投資の金額及びその内容に関する事項を含む。)</p> <p>⑥ 収支計画及び資金計画に関する事項(資金調達に関する事項を含む。)</p>

事業基本計画(法9条2項4号):設置運営の実施体制・主要株主に関する事項

国土交通省告示案	旧国土交通省令案
<p>⑫ 設置運営事業者等に関する次に掲げる事項</p> <p>ア 当該設置運営事業者等の役員の氏名又は名称及び住所</p> <p>イ 施設供用事業が行われる場合には、施設供用事業者が所有する特定複合観光施設の管理、使用その他の事項に係る当該設置運営事業者と当該施設供用事業者との間の責任分担及び相互の連携に関する事項</p> <p>ウ 当該設置運営事業者等が会社法(平成17年法律第86号)に規定する会社であって、専ら設置運営事業(施設供用事業者にあつては、施設供用事業)を行うものであることを証する事項</p> <p><u>エ 当該設置運営事業者等が行う業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況に関する事項</u></p> <p>オ 当該設置運営事業者等の役員その他の関係者から暴力団員その他特定複合観光施設に対する関与が不適当な者を排除するために講ずる措置に関する事項</p> <p><u>カ コンプライアンスの確保のために当該設置運営事業者等が実施する取組及び当該取組の実施のために必要な体制に関する事項</u></p> <p>⑬ 設置運営事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者(設置運営事業者等が持株会社の子会社であるときは、当該持株会社の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者を含む。以下同じ。)に関する次に掲げる事項</p> <p>ア 当該設置運営事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者の氏名又は名称及び住所並びに当該主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が法人等であるときは、その代表者又は管理人の氏名並びに役員の氏名又は名称及び住所</p> <p>イ 当該設置運営事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者ごとの株式又は持分の種類、数及びその割合並びに出資の金額</p> <p><u>ウ 当該設置運営事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者の役割分担及び連携に関する事項</u></p> <p><u>エ 現に行っている事業がある場合には、その事業の概要(設置運営事業者等が行う業務に類似する業務の実績がある場合には、その実績に関する事項を含む。)</u></p> <p>オ 当該設置運営事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が法人等であるときは、財務の状況</p> <p>カ 当該設置運営事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が個人であるときは、資産及び負債並びに所得の状況</p>	<p>⑧ 設置運営事業者等の実施体制に関する事項</p> <p>ア 設置運営事業者等に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置運営事業者等の役員の氏名又は名称及び住所 ・設置運営事業者等が会社法(平成17年法律第86号)に規定する会社であつて、専ら設置運営事業(施設供用事業者にあつては、施設供用事業)を行うものであることを証する事項 ・施設供用事業が行われる場合には、特定複合観光施設の使用、管理その他の事項に係る設置運営事業者と施設供用事業者との間の責任分担及び相互の連携に関する事項 ・設置運営事業者等の役員その他の関係者から暴力団員その他特定複合観光施設に対する関与が不適当な者を排除するために講ずる措置に関する事項 <p>イ 設置運営事業者等の議決権等の保有者に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置運営事業者等の議決権等の保有者の氏名又は名称及び住所並びに当該議決権等の保有者が法人等であるときは、その代表者又は管理人の氏名並びに役員の氏名又は名称及び住所 ・設置運営事業者等の議決権等の保有者ごとの株式又は持分の種類、数及びその割合並びに出資額 ・設置運営事業者等の議決権等の保有者が法人等であるときは、財務状況及び現に行っている事業の内容に関する事項並びに設置運営事業等に類似する事業の実績がある場合には、その実績に関する事項 ・設置運営事業者等の議決権等の保有者が個人であるときは、資産及び負債に関する事項並びに所得の状況に関する事項

事業基本計画(法9条2項4号):再投資に関する事項(法15条3項)

国土交通省告示案	旧国土交通省令案
⑭ カジノ事業の収益その他設置運営事業等の収益を活用した特定複合観光施設の整備その他設置運営事業等の事業内容の向上及び都道府県等が実施する区域整備計画に関する施策への協力に関する事項	(新設)

区域整備計画：有害な影響の排除（法9条2項7号）

国土交通省告示案	旧国土交通省令案
<p>(7) 区域整備計画には、法第9条第2項第7号に掲げる事項として、犯罪の発生の予防、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成、カジノ施設に入場した者がカジノ施設を利用したことに伴い受ける悪影響の防止並びにこれらの実施のために必要な体制の整備<u>並びに</u><u>ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号）の規定に基づき都道府県が策定する都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画に基づく取組（政令市にあっては、ギャンブル等依存症対策のための計画的な取組）</u>その他のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置に関する事項（当該施策及び措置の実施に要する費用の見込みに関する事項を含む。）を定めるものとする。</p>	<p>(5) 区域整備計画には、法第9条第2項第7号に掲げる事項として、犯罪の発生の予防、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成、カジノ施設に入場した者がカジノ施設を利用したことに伴い受ける悪影響の防止並びにこれらの実施のために必要な体制の整備その他のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置に関する事項（当該施策及び措置の実施のために必要な費用の見込みに関する事項を含む。）を定めるものとする。</p>

区域整備計画：見込まれる経済的社会的効果（法9条2項8号）

国土交通省告示案	旧国土交通省令案
<p>(8) 区域整備計画には、法第9条第2項第8号に掲げる事項として、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>① 特定複合観光施設区域を来訪する観光旅客の数の見込み（国内及び国外の別に記載すること。）</p> <p>② 法第2条第1項第1号に掲げる施設における国際会議の開催回数及び同項第2号に掲げる施設における国際的な規模の展示会、見本市その他の催しの開催回数の見込み</p> <p>③ 法第2条第1項第4号に掲げる施設の利用者であって、我が国の各地域への観光旅行を行う者の数の見込み</p> <p>④ 特定複合観光施設区域を来訪する観光旅客が当該特定複合観光施設区域に滞在している間に支出する金額の見込み</p> <p>⑤ 特定複合観光施設において雇用する従業員の数の見込み</p> <p><u>⑥ 特定複合観光施設に対する投資の金額の見込み（(4)②アからキまでに掲げる各施設に対する投資の金額の見込みを明らかにすること。）</u></p> <p>⑦ ①から⑥までに掲げる事項のほか、区域整備計画の実施により見込まれる経済的社会的効果に関する事項</p> <p>⑧ ①から⑦までに掲げる事項ごとの当該事項に関する推計方法</p>	<p>(6) 区域整備計画には、法第9条第2項第8号に掲げる事項として、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>① 特定複合観光施設区域を来訪する観光旅客の数の見込み（国内・国外の内訳を示すこと。）</p> <p>② 国際会議場施設における国際会議の開催回数及び展示施設、見本市場施設その他の催しを開催するための施設における国際的な規模の展示会、見本市その他の催しの開催回数の見込み</p> <p>③ 令第4条第2号ニに定めるサービスの手配を受けて、観光旅行を行う者の数の見込み</p> <p>④ 特定複合観光施設区域を来訪する観光旅客が当該区域に滞在中に支出する金額の見込み</p> <p><u>⑤ 特定複合観光施設に係る初期投資の金額の見込み</u></p> <p>⑥ 特定複合観光施設における雇用者の数の見込み</p> <p>⑦ その他区域整備計画の実施により見込まれる経済的社会的効果に関する事項</p> <p>⑧ ①から⑦までの<u>事項</u>に関する推計方法</p>

区域整備計画の添付書類(法9条2項)

※大幅に追加された。

○国土交通省令案

- (1) 特定複合観光施設の設計の概要を記載した書類
- (2) 特定複合観光施設を構成する施設の構造を明らかにする平面図、立面図及び断面図

○国土交通省告示案

- (1) 方位、道路及び目標となる地物並びに特定複合観光施設区域を整備しようとする区域を表示した付近見取図
- (2) 特定複合観光施設の外観を示す図
- (3) 特定複合観光施設を構成する施設の外観及び内部主要部分を示す図
- (4) 縮尺、方位、特定複合観光施設区域及び特定複合観光施設を構成する施設の配置を表示した配置図
- (5) 特定複合観光施設の設計の概要を記載した書類
- (6) 特定複合観光施設を構成する施設の構造を明らかにする平面図、立面図及び断面図
- (7) 設置運営事業者がその行う業務を他の者に委託する場合にあっては、次に掲げる書類
 - ① 委託契約書の写し又はこれに準ずるもの
 - ② 委託先が法人であるときは、その定款及び登記事項証明書
- (8) 設置運営事業等の工程表(工事の発注、着手及び完了並びに特定複合観光施設の営業の開始の予定時期を明らかにすること。)
- (9) 縮尺、方位、特定複合観光施設区域、設置運営事業者(施設供用事業が行われる場合には、施設供用事業者。以下(9)から(11)までにおいて同じ。)が従前から所有権、借地権その他の使用及び収益を目的とする権利((10)において「所有権等」という。)を有する土地及び設置運営事業者が所有権の取得等しようとする土地の境界線並びに特定複合観光施設を構成する施設として既存の施設を使用することとしている場合には当該施設の位置を表示した土地及び既存の施設の配置図
- (10) 設置運営事業者が特定複合観光施設区域の土地について所有権等を有するものであることを証する書類その他の設置運営事業者が当該土地に関する所有権の取得等を行うことが可能であることを証する書類
- (11) 特定複合観光施設を構成する施設として既存の施設を使用することとしている場合における設置運営事業者が当該施設について所有権を有する者であることを証する書類その他の設置運営事業者が特定複合観光施設を所有することが可能であることを証する書類
- (12) 予定貸借対照表
- (13) 予定損益計算書
- (14) 予定キャッシュ・フロー計算書
- (15) (12)から(14)までに掲げる書類の根拠を記載した書類(資金調達の条件を記載した書類を含む。)
- (16) 資金調達の確実性を裏付ける客観的な資料
- (17) 都道府県等又は設置運営事業等を行うおとする民間事業者が審査委員会(区域整備計画の認定に係る審査委員会をいう。)の委員に対して不正な働きかけを行っていないことを誓約する書面
- (18) 設置運営事業者等の定款及び当該設置運営事業者等が登記している場合にあっては、当該登記に係る登記事項証明書
- (19) 設置運営事業者等の組織図
- (20) 設置運営事業者等の役員の履歴書(役員が法人である場合には、当該役員の沿革を記載した書面)
- (21) 設置運営事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が法人等であるときは、定款、登記事項証明書(これらに準ずるものを含む。)及び財務状況を明らかにすることができる書類
- (22) 設置運営事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が個人であるときは、住民票の抄本又はこれに代わる書面、資産及び負債に関する調書並びに所得の状況を明らかにすることができる書類

区域整備計画の添付書類(法9条2項)

○国土交通省告示案

(23)設置運営事業者等の設立時の議決権等の保有者(設置運営事業者等が持株会社の子会社であるときは、当該持株会社の議決権等の保有者を含む。以下同じ。)に関する次に掲げる事項を記載した書面

① 当該設置運営事業者等の設立時の議決権等の保有者の氏名又は名称及び住所並びに当該議決権等の保有者が法人等であるときは、その代表者又は管理人の氏名並びに役員の氏名又は名称及び住所

② 当該設置運営事業者等の設立時の議決権等の保有者ごとの株式又は持分の種類数及びその割合並びに出資の金額

③ 当該設置運営事業者等の設立時の議決権等の保有者の役割分担及び連携に関する事項

④ 現に行っている事業がある場合には、その事業の概要(設置運営事業者等が行う業務に類似する業務の実績がある場合には、その実績に関する事項を含む。)

(24)設置運営事業者等の設立時の議決権等の保有者が法人等であるときは、定款、登記事項証明書(これらに準ずるものを含む。)及び財務状況を明らかにすることができる書類((21)に掲げるものを除く。)

(25)設置運営事業者等の設立時の議決権等の保有者が個人であるときは、住民票の抄本又はこれに代わる書面、資産及び負債に関する調書並びに所得の状況を明らかにすることができる書類((22)に掲げるものを除く。)

(26)都道府県等が定める民間事業者との接触のあり方に関するルールその他民間事業者の選定が公平かつ公正に行われたことを明らかにするために参考となるべき事項を記載した書類

(27)実施協定の案

(28)法第9条第5項の協議に関する次に掲げる書類

① 当該協議をしたことを証する書類

② 当該協議の経過及びその結果を記載した書類

(29)法第9条第6項及び第9項の同意に関する次に掲げる書類

① 当該同意を得たことを証する書類

② 当該同意を得るまでの過程、当該同意に付された条件がある場合には当該条件並びに法第9条第6項第2号に定める者が、当該同意を地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定に基づき議会の議決すべきものとした場合には、当該同意に関する議会の議事及び議決を記載した書類

(30)法第9条第7項の公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置に関する次に掲げる書類

① 当該措置を講じたことを証する書類

② 当該措置として講じた措置の内容、経過及びその結果並びに区域整備計画に住民の意見を反映させた場合には当該意見の区域整備計画への反映に関する事項を記載した書類

(31)法第9条第8項の議会の議決に関する次に掲げる書類

① 当該議決を得たことを証する書類

② 法第9条第8項の申請に関する議会の議事及び議決を記載した書類

(32)(30)に掲げるもののほか、特定複合観光施設区域の整備の推進に向けた地域の関係者の合意形成の促進が図られ、かつ、設置運営事業等の長期的かつ安定的な実施に不可欠な地域の関係者との良好な関係が構築されていることを明らかにする書類

(33)法第12条第1項に規定する協議会が組織されている場合には、次に掲げる事項を記載した書類

① 協議会の構成員

② 法第12条第7項の規定に基づき協議会の運営に関し必要な事項を定めた場合には、当該事項

③ 協議会の開催の実績

④ (28)②に掲げるもののほか、協議会における協議の経過及びその結果

(34)法第41条第2項第2号イ又はロに掲げる者のいずれにも該当しないこと及び法第60条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

(35)設置運営事業者等の役員が個人である場合における当該個人、設置運営事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が個人である場合における当該個人及び設置運営事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が法人等である場合における当該法人等の役員(当該役員が個人である場合に限る。)に関する次に掲げる書類

① 法第41条第2項第2号イ(8)に掲げる者に該当しないことを確認するため特定複合観光施設区域を整備しようとする区域を管轄する都道府県警察に対し照会をした結果を記載した書面

② 法第41条第2項第2号イ(8)に掲げる者に該当しないことを確認するために必要な調査を民間事業者に委託する場合には、当該調査の結果についての報告書

(36)設置運営事業者等の役員その他の関係者から暴力団員その他特定複合観光施設に対する関与が不適当な者を排除するために講ずる措置を記載した書面

(37)(1)から(36)までに掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

実施協定の添付書類(法13条3項)

新国土交通省省令案	旧国土交通省省令案
<p>8. 実施協定の添付書類(法第13条第3項関係) 実施協定の添付書類として、次に掲げる書類を定めるものとする。 (1) 認定設置運営事業者等の定款及び登記事項証明書 <u>(2) 特定複合観光施設区域の土地の登記事項証明書</u> (3) 特定複合観光施設区域の土地として認定設置運営事業者(施設供用事業が行われる場合には、認定施設供用事業者。(5)において同じ。)以外の者が所有する土地を使用することとしている場合には、当該土地に関する所有権、借地権その他の使用及び収益を目的とする権利の移転又は設定をする契約の契約書の写しその他これに準ずるもの <u>(4) 特定複合観光施設を構成する施設として既存の施設を使用することとしている場合には、当該施設の登記事項証明書</u> (5) 特定複合観光施設を構成する施設として<u>認定設置運営事業者以外の者が所有する既存の施設を使用することとしている場合には、当該施設に関する所有権の移転をする契約の契約書の写し</u>その他これに準ずるもの (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類</p>	<p>9. 実施協定の認可の申請の添付書類(法第13条第3項関係) 実施協定の認可の申請の添付書類は、次に掲げる書類とする。 (1) 認定設置運営事業者等の定款及び登記事項証明書 (2) 特定複合観光施設区域の土地として認定設置運営事業者(施設供用事業が行われる場合には、認定施設供用事業者。15(1)を除き、以下同じ。)以外の者が所有する土地を使用することとしている場合には、当該土地に関する権利の移転又は設定に関する当該認定設置運営事業者と当該権利を保有する者との合意内容を示す書面 (3) 特定複合観光施設を構成する施設として認定設置運営事業者以外の者が所有する既存の施設を使用することとしている場合には、当該既存の施設の所有権の移転に関する当該認定設置運営事業者と当該既存の施設の所有者との合意内容を示す書面 (4) 特定複合観光施設区域の土地の登記事項証明書及び特定複合観光施設を構成する施設として既存の施設を使用することとしている場合には、当該既存の施設の登記事項証明書 (5) その他参考となる事項を記載した書類</p>

区域整備計画の軽微変更(法11条1項)

新国土交通省省令案	旧国土交通省省令案
<p>4. 認定区域整備計画の軽微な変更(法第 11 条第 1 項関係) 認定区域整備計画の軽微な変更として、次に掲げるものを定めるものとする。</p> <p>(1) 特定複合観光施設区域の所在地の変更(地域の名称の変更又は地番の変更に伴うものに限る。)</p> <p>(2) 認定設置運営事業者等の名称若しくは住所又は代表者の氏名の変更(当該代表者の変更を伴うものを含む。)</p> <p>(3) 特定複合観光施設の名称又は所在地の変更(地域の名称の変更又は地番の変更に伴うものに限る。)</p> <p>(4) 認定設置運営事業者等の役員の氏名若しくは名称の変更(当該役員の変更を伴うものを含む。)又は住所の変更</p> <p>(5) 認定設置運営事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者の氏名若しくは名称若しくは住所の変更又は当該保有者が法人等であるときは、その代表者若しくは管理人の氏名の変更(当該代表者又は管理人の変更を伴うものを含む。)若しくはその役員の氏名若しくは名称の変更(当該役員の変更を伴うものを含む。)若しくは住所の変更</p> <p>(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、次に掲げる変更であって、認定区域整備計画の適正な実施に支障を及ぼすおそれがないと国土交通大臣が認めるもの</p> <p>① 特定複合観光施設の床面積の合計若しくは特定複合観光施設を構成する施設の規模の変更(特定複合観光施設の具体的な設計に伴う変更であって、法第2条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号に規定する基準並びに法第 41 条第1項第7号に掲げる基準に適合しなくなるおそれがないものに限る。)又は設置運営事業等の工程の変更であって、必要最小限度のもの</p> <p>② 修繕又は災害の復旧に伴う特定複合観光施設の床面積の合計又は特定複合観光施設を構成する施設の規模の一時的な変更(法第 41 条第 1 項第 7 号に掲げる基準に適合しなくなるおそれがないものに限る。)</p> <p>③ その他認定区域整備計画の内容の実質的な変更を伴わない変更</p>	<p>4. 認定区域整備計画の軽微な変更(法第 11 条第 1 項関係) 認定区域整備計画の軽微な変更は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 特定複合観光施設区域を整備しようとする区域の所在地の変更(地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更に限る。)</p> <p>(2) 認定設置運営事業者等の名称若しくは住所の変更又は代表者若しくはその氏名の変更</p> <p>(3) 特定複合観光施設の名称の変更</p> <p>(4) 特定複合観光施設の所在地の変更(地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更に限る。)</p> <p>(5) 認定設置運営事業者等の役員又はその氏名若しくは名称若しくは住所の変更、認定設置運営事業者等の議決権等の保有者の氏名若しくは名称又は住所の変更、当該認定設置運営事業者等の議決権等の保有者が法人等であるときは、その代表者若しくは管理人若しくはその氏名の変更又は役員若しくはその氏名若しくは名称若しくは住所の変更</p> <p>(6) その他災害その他の緊急事態の発生又は特定複合観光施設を構成する施設の修繕による特定複合観光施設を構成する施設の機能又は規模の一時的な変更、特定複合観光施設を構成する施設の具体的な設計の作成に伴う特定複合観光施設の床面積の合計若しくは特定複合観光施設を構成する施設の規模又は設置運営事業等の工程に係る必要最小限度の変更、認定設置運営事業者等の議決権等の保有者の変更のうち軽微なものその他の認定区域整備計画の内容の実質的な変更を伴わない変更であって、認定区域整備計画の円滑な実施に支障を及ぼすおそれがないと国土交通大臣が認めるもの</p>